

第7期岐南町障害福祉計画

第3期岐南町障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

岐南町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
(1) 障害者計画との関係	3
(2) 関連計画との整合性	4
3 計画の期間	5
4 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針改正のポイント	5
第2章 障害のある人の現状	7
1 人口の推移	9
2 世帯の推移	10
3 手帳所持者の推移	10
4 身体障害者（児）の状況	12
5 知的障害者（児）の状況	13
6 精神障害者（児）の状況	14
7 難病患者などの状況	15
8 障害支援区分の認定状況	16
9 就学の状況	16
10 経済的支援の受給状況	17
11 障害福祉サービス提供事業所に対するアンケート調査	18
(1) 調査の実施概要	18
(2) 調査結果の概要	18
第3章 前期計画の目標と実績	33
1 前期計画の成果目標と実績	35
2 障害福祉サービスの前期計画見込量に対する実績	36
(1) 訪問系サービス	36
(2) 日中活動系サービス	37
(3) 居住系サービス	38
(4) 相談支援等	38
3 地域生活支援事業の前期計画見込量に対する実績	39
4 障害児通所支援の前期計画見込量に対する実績	40

第4章 岐南町障害福祉計画・障害児福祉計画	41
1 成果目標の設定	43
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	43
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	44
(3) 地域生活支援の充実	45
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	46
(5) 相談支援体制の充実・強化等	47
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	48
(7) 障害児支援の提供体制の整備等	49
2 障害福祉サービスの見込量と確保方策	51
(1) 訪問系サービス	51
(2) 日中活動系サービス	52
(3) 居住系サービス	55
(4) 相談支援	56
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策	57
4 障害児通所支援等の見込量とその確保方策	59
第5章 計画の推進にあたって	61
1 計画の推進体制	63
2 計画の進行管理	63
資 料 編	65
1 計画の策定経過	67
2 岐南町障害者計画等策定委員会設置要綱	68
3 岐南町障害者計画等策定委員会名簿	70

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町においては、令和3年度に策定した「第3次岐南町障害者計画」に基づき、障害者施策を実施するとともに、「第6期岐南町障害福祉計画・第2期岐南町障害児福祉計画」に基づく適切な障害福祉サービスの提供に努めてきました。

障害者総合支援法に基づく「第6期岐南町障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第2期岐南町障害児福祉計画」は令和5年度までを計画期間としており、この度計画期間を満了することから、近年の社会情勢の変化や町民のニーズ等を踏まえ、これまでの取組を点検し、「第7期岐南町障害福祉計画・第3期岐南町障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

今後も引き続き町内に居住する障害のある人がよりいきいきと暮らしていくことができるよう、障害福祉サービス等の充実を目指します。

2 計画の位置づけ

(1) 障害者計画との関係

本町では、令和3年3月に、障害者基本法に基づく「第3次岐南町障害者計画（令和3年度～令和8年度）」を策定しています。この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づいて策定したもので、本町における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画として策定したものです。

今回策定した「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の法的な位置づけは下表に記載したとおりです。これらは、各種サービス等の実施目標等が主な内容となっており、「障害者計画」の実施計画として位置づけます。

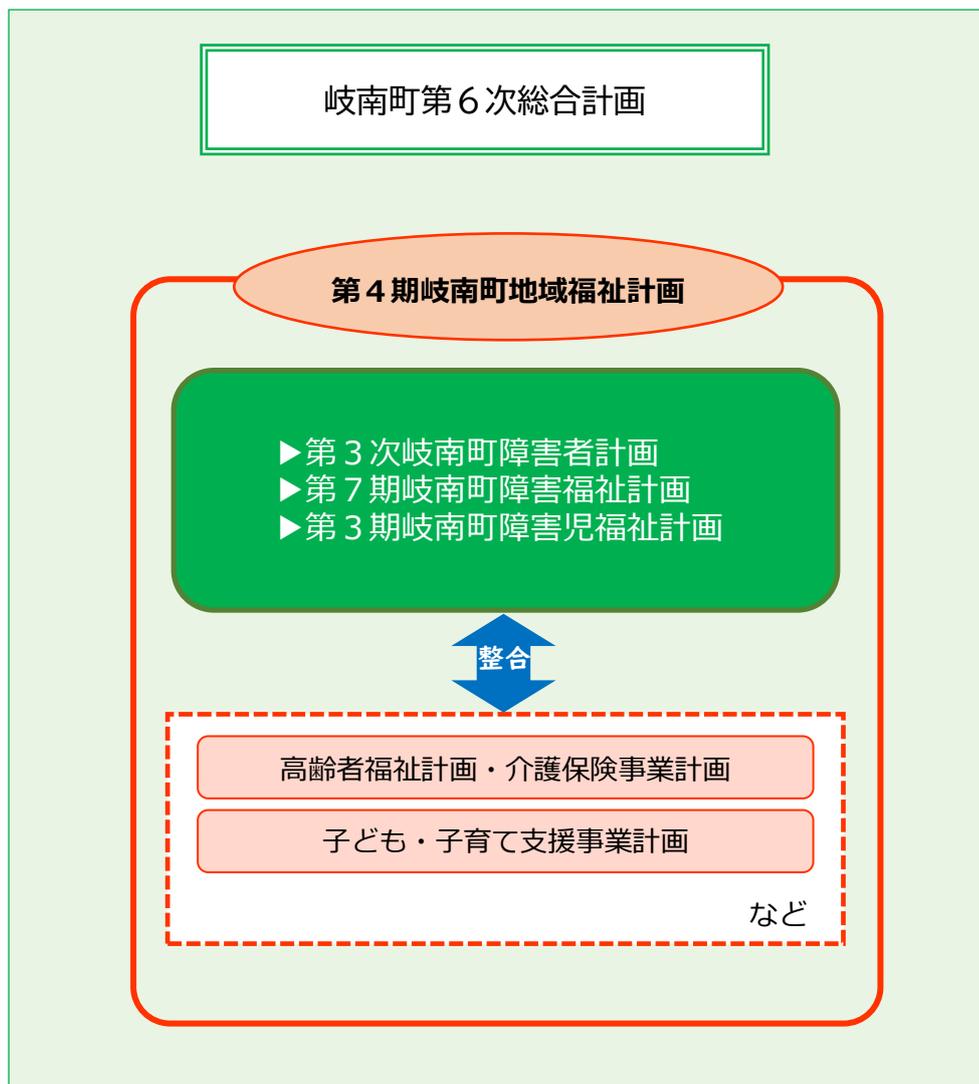
	障害者計画（参考）
根拠法	障害者基本法（第11条第3項）
内容	本町における、障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画

	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法（第88条第1項）	児童福祉法（第33条の20第1項）
内容	障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画（計画期間は3年を1期）	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の計画的な確保等を目的に策定する計画（計画期間は3年を1期）

(2) 関連計画との整合性

この計画は、岐南町総合計画の方向性を踏まえ、福祉の上位計画である地域福祉計画のほか、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等との関連計画と整合を図りながら策定します。

■ 関連計画



3 計画の期間

「障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされていることから、「第7期岐南町障害福祉計画・第3期岐南町障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。また、国の障害福祉施策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

■ 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3次岐南町障害者計画						第4次（予定）		
第6期岐南町障害福祉計画 第2期岐南町障害児福祉計画			第7期岐南町障害福祉計画 第3期岐南町障害児福祉計画			第8期計画（予定） 第4期計画（予定）		

4 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針改正のポイント

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に則して作成する必要があります。第7期計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、令和5年5月に告示されました。基本指針見直しの主な事項は以下の通りです。

■ 国の基本指針見直しの主な事項

<p>1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ○障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
<p>2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ○医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
<p>3. 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ○一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
<p>4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ○障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ○医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ○聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

5. 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ○発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
6. 地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置等の推進 ○協議会の活性化に向けた成果目標の新設
7. 障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ○精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
8. 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
9. 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
10. 障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ○相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
11. よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進 ○市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
12. 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
13. 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ○支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
14. その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ○計画期間の柔軟化 ○サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第2章

障害のある人の現状

第2章 障害のある人の現状

1 人口の推移

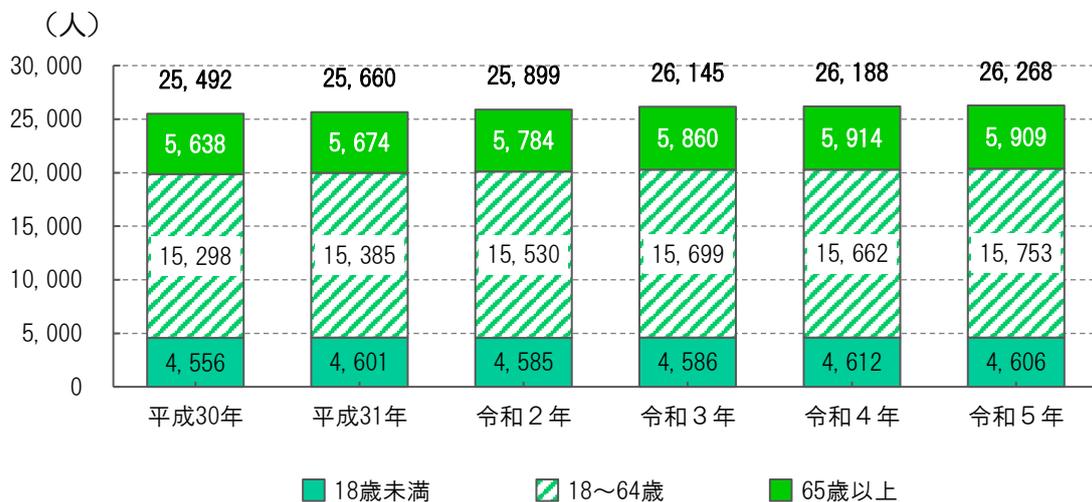
本町の人口をみると、総人口は増加傾向で推移し、毎年200人前後の増加となっていました。近年は緩やかな増加となっています。

また、年齢3区分別にみると、「18歳未満」は概ね横ばい、「18～64歳」は減少した年もあるものの増加傾向、「65歳以上」は令和4年までは増加で推移しており、全国的に問題となっている大きな少子高齢化の傾向は、本町ではみられません。

■ 総人口と年齢3区分別人口の推移

		単位	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	人口	人	4,556	4,601	4,585	4,586	4,612	4,606
	構成比	%	17.9	17.9	17.7	17.5	17.6	17.5
18～64歳	人口	人	15,298	15,385	15,530	15,699	15,662	15,753
	構成比	%	60.0	60.0	60.0	60.0	59.8	60.0
65歳以上	人口	人	5,638	5,674	5,784	5,860	5,914	5,909
	構成比	%	22.1	22.1	22.3	22.4	22.6	22.5
総人口		人	25,492	25,660	25,899	26,145	26,188	26,268

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 世帯の推移

世帯数の推移をみると、近年は増加傾向が続いており、令和5年には11,516世帯となっています。

本町では総人口・世帯数ともに増加しているものの、総人口の伸びよりも世帯数の伸びが大きいことから、平均世帯人員は年々少なくなり、令和5年では2.28人となっています。このことから、単身世帯の増加や核家族化の伸展がうかがえます。

■ 世帯数の推移

	単位	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	人	25,492	25,660	25,899	26,145	26,188	26,268
世帯数	世帯	10,513	10,720	10,986	11,203	11,288	11,516
平均世帯人員	人	2.42	2.39	2.36	2.33	2.32	2.28

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

3 手帳所持者の推移

本町の障害者手帳所持者数は、全体では増加傾向にあり、令和5年では1,406人となっています。

手帳種別にみると、3手帳ともに増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は毎年10～30人程度の増加がみられ、令和5年では232人と平成30年のおよそ1.8倍となっています。

■ 手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、令和5年においては、65歳以上が653人となり、身体障害者手帳所持者の7割以上が高齢者であることがわかります。

さらに、療育手帳所持者数についてみると、18歳未満が年々増加しており、療育手帳所持者全体に占める割合も令和4年以降は3割を超えています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、特に18歳以上で大きく増加しています。

■ 手帳所持者数の年齢別推移

		単位	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者 手帳所持者	18歳未満	人	24	27	27	26	30	32
		%	2.8	3.1	3.0	2.9	3.3	3.5
	18～64歳	人	237	234	239	232	229	227
		%	27.3	26.6	26.6	25.6	25.1	24.9
	65歳以上	人	607	618	634	647	653	653
		%	69.9	70.3	70.4	71.5	71.6	71.6
計	人	868	879	900	905	912	912	
療育手帳所 持者	18歳未満	人	56	57	60	66	84	87
		%	28.3	27.0	27.0	28.4	33.1	33.2
	18～64歳	人	131	142	147	151	154	151
		%	66.2	67.3	66.2	65.1	60.6	57.6
	65歳以上	人	11	12	15	15	16	24
		%	5.6	5.7	6.8	6.5	6.3	9.2
計	人	198	211	222	232	254	262	
精神障害者 保健福祉手 帳所持者	18歳未満	人	2	3	5	5	8	5
		%	1.6	2.0	3.0	2.8	3.9	2.2
	18～64歳	人	105	119	127	138	158	181
		%	81.4	78.8	75.6	77.1	77.8	78.0
	65歳以上	人	22	29	36	36	37	46
		%	17.1	19.2	21.4	20.1	18.2	19.8
計	人	129	151	168	179	203	232	

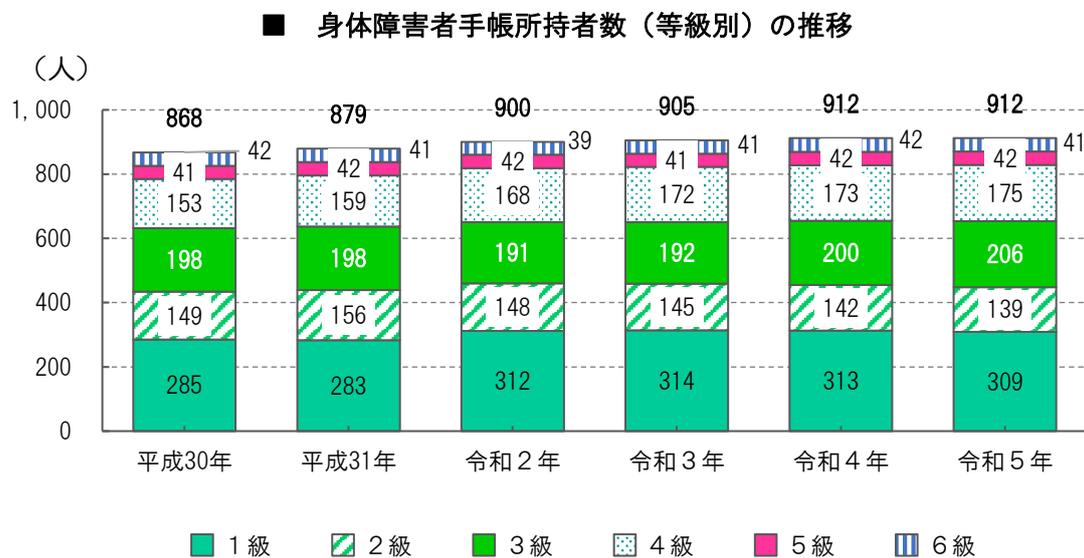
※下段は構成比

資料：福祉課（各年4月1日現在）

4 身体障害者（児）の状況

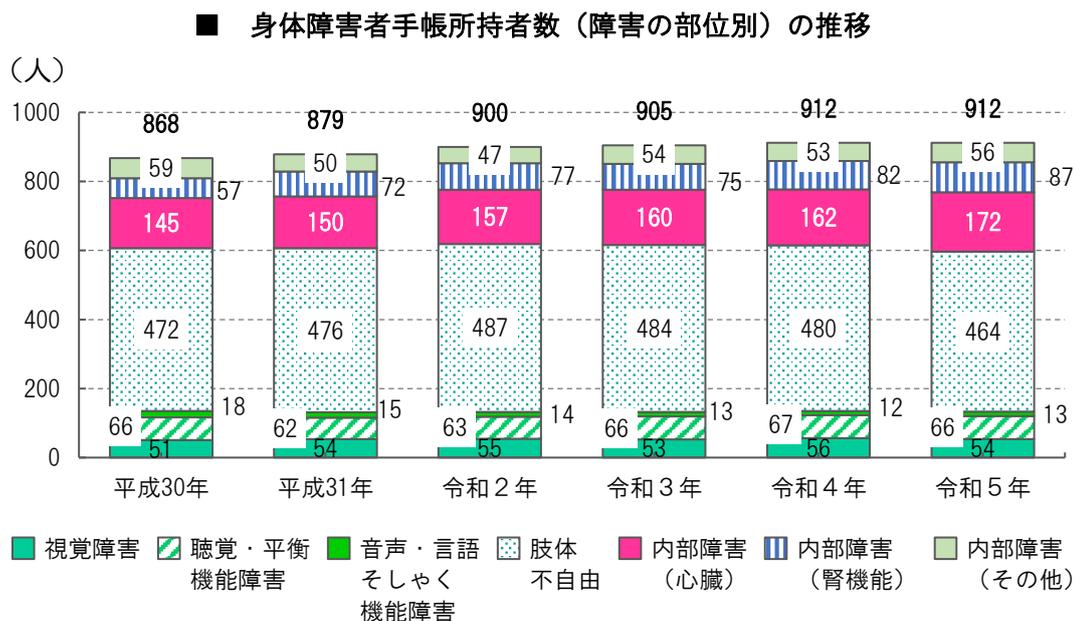
身体障害者手帳所持者数は、令和2年以降900人程度で推移しています。

障害の等級別にみると、最重度である「1級」が最も多く、300人前後で推移しており、次いで、「3級」が200人前後で推移しています。



また、障害の部位別に手帳所持者数をみると、「肢体不自由」が最も多く、令和5年においては464人となっています。

また、「内部障害（心臓）」及び「内部障害（腎機能）」は増加傾向がみられます。

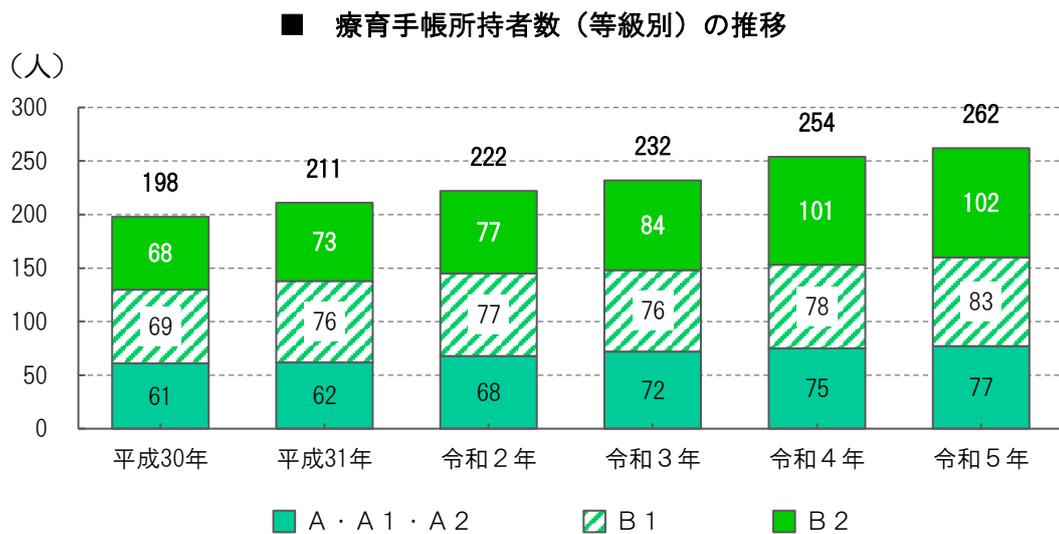


5 知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、令和5年においては262人と平成30年のおよそ1.3倍となっています。

障害の等級別にみると、令和5年においては軽度の「B2」が102人と最も多く、次いで、中度の「B1」が83人となっています。

また、等級別の構成比をみると、平成30年では中度の「B1」が34.8%と最も高く、次いで、軽度の「B2」（34.3%）となっていました。令和3年以降は逆転し、軽度の「B2」が最も高く、次いで、中度の「B1」となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）



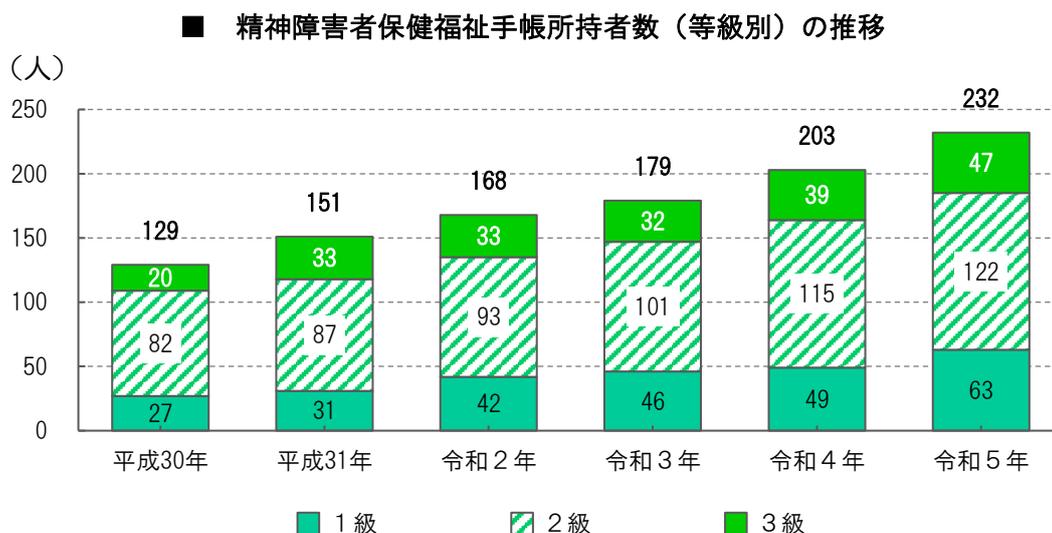
資料：福祉課（各年4月1日現在）

6 精神障害者（児）の状況

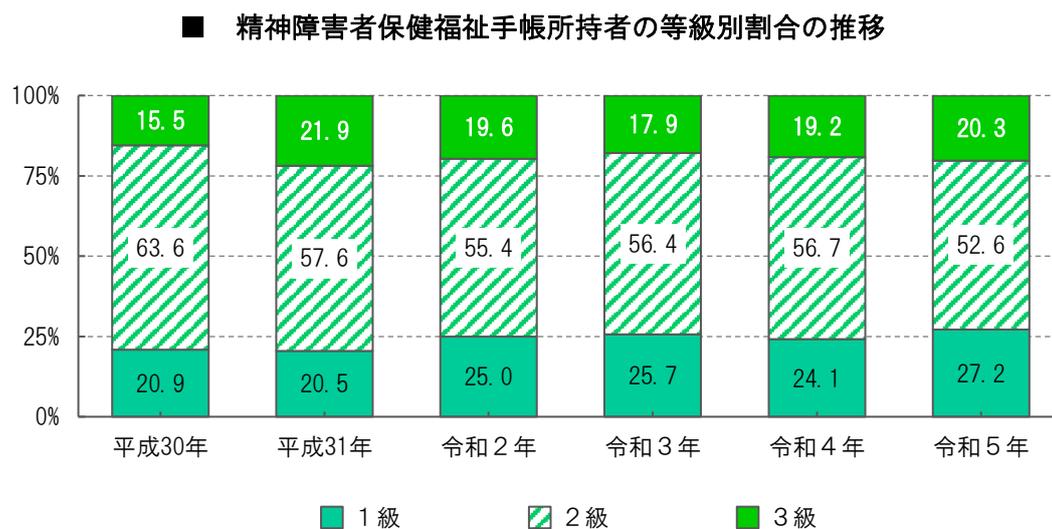
精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、令和5年においては232人と平成30年のおよそ1.8倍となっています。

障害の等級別にみると、令和5年においては中度の「2級」が122人と最も多く、次いで、重度の「1級」が63人となっています。

また、等級別の構成比をみると、重度の「1級」の割合は年々高くなる傾向にあり、平成30年に比べ令和5年では6.3ポイント高くなっています。一方、中度の「2級」は平成30年に比べ令和5年では11.0ポイント低くなっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）



資料：福祉課（各年4月1日現在）

7 難病患者などの状況

発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない疾病は「難病」と呼ばれます。

令和3年より難病医療費助成制度の対象疾病が338疾病に拡大され、難病患者の医療機関の利用にかかる費用の負担軽減制度がさらに充実されることになりました。

本町に居住する難病患者登録者数の推移をみると、平成30年から令和2年は140人程度で推移し、令和3年以降は150人前後と増加しています。

■ 難病患者登録者数の推移

	単位	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
難病患者登録者数	人	138	140	135	149	154	152

資料：岐阜保健所（各年4月1日現在）

また、特定の疾患については、特定疾患治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費負担し、その負担の軽減を図っています。

小児慢性特定疾患治療研究費受給者数をみると、平成30年から令和3年は20人程度で推移し、令和4年以降は30人前後と増加しています。

■ 小児慢性特定疾患治療研究費受給者数の推移

	単位	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小児慢性特定疾患治療研究費受給者	人	22	21	22	24	30	29

資料：岐阜保健所（各年4月1日現在）

8 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。「障害支援区分」は必要とされる支援の度合を総合的に示すもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

本町における障害支援区分の認定者の推移は以下のとおりです。「区分2」、「区分4」、「区分6」の認定者数が多くなっています。

■ 障害支援区分認定者数の推移

	単位	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	人	0	0	0	0	1	1
区分2		11	16	19	20	21	21
区分3		8	11	9	12	11	15
区分4		17	19	21	25	29	28
区分5		23	23	23	19	17	19
区分6		19	18	23	23	26	25
合計	人	78	87	95	99	105	109

資料：福祉課（各年4月1日現在）

9 就学の状況

小学校と中学校に設置されている特別支援学級については以下のとおりです。

小学校の特別支援学級に通う児童数は年々増加傾向にあり、令和5年においては53人となっています。また、設置されている特別支援学級数も児童数の増加に伴い令和4年に2学級増加しています。

中学校の特別支援学級に通う生徒数は微増していますが、設置されている特別支援学級数は横ばいとなっています。また、特別支援学校高等部在籍者数は10人台で推移しています。

■ 特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移

		単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	学級	8	8	8	8	10	10
	児童数	人	33	37	39	44	50	53
中学校	学級数	学級	3	3	3	3	3	3
	生徒数	人	14	16	16	17	18	21
特別支援学校高等部在籍者数		人	16	13	11	12	11	12

資料：小・中学校は羽島郡二町教育委員会（各年5月1日現在）
高等部は岐阜県教育委員会（各年5月1日現在）

10 経済的支援の受給状況

経済的支援の受給状況は以下のとおりです。

「特別児童扶養手当」の受給者数は増減があるものの、増加傾向となっています。

■ 各種経済的支援受給者数等の推移

		単位	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当	受給者数	人	22	23	23	26	25	21
障害児福祉手当	受給者数		19	18	17	21	19	22
特別児童扶養手当	受給者数		51	56	49	55	56	67
心身障害者扶養共済制度加入等の実績	加入者数		8	6	7	7	7	6
	受給者数		8	8	8	8	9	11

資料：福祉課（各年4月1日現在）
心身障害者扶養共済制度加入等の実績は岐阜県障害福祉課

また、自立支援医療の受給者数は以下のとおりです。

「更生医療」の受給者数は20人台で推移し、「精神通院医療」の受給者数は大きく増加しています。

■ 自立支援医療受給者数の推移

	単位	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
更生医療	人	24	27	28	27	29	24
精神通院医療		231	259	276	334	352	377
育成医療		0	3	1	0	0	1
合計	人	255	289	305	361	381	402

資料：福祉課（各年4月1日現在）

11 障害福祉サービス提供事業所に対するアンケート調査

(1) 調査の実施概要

岐南町民にサービスを提供する事業所を対象に、アンケート調査を実施しました。調査対象や調査方法等の実施概要は以下のとおりです。

① 調査対象及び調査方法

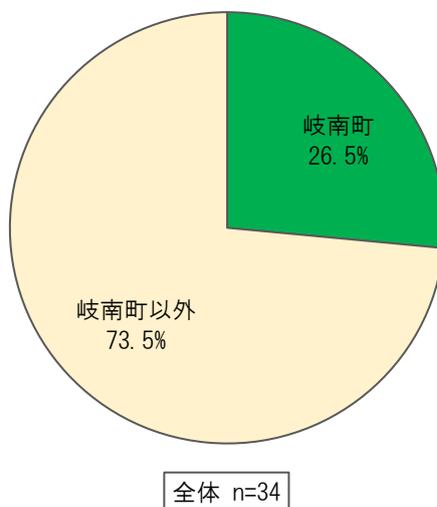
調査対象	町内サービス提供事業者、 相談支援事業所(利用者が利用している県内及び県外の事業所)
配布数	66件
調査方法	オンライン
調査時期	令和5年9月

② 配布数及び回収結果

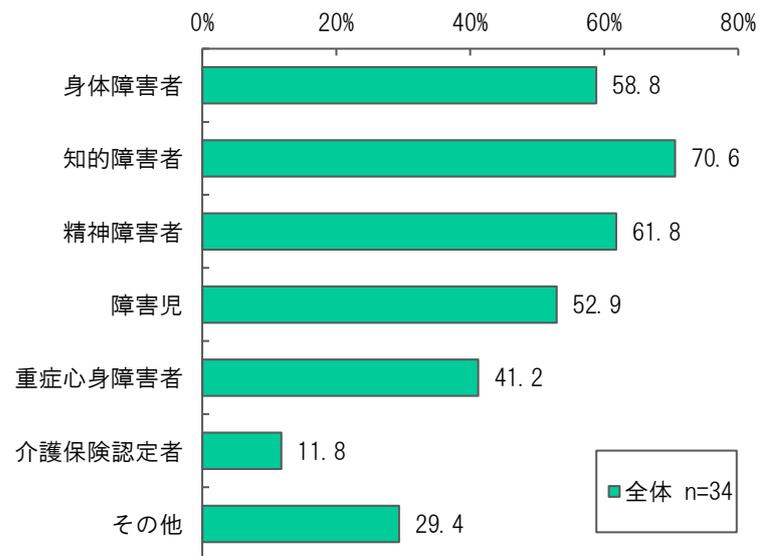
対象件数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
66	34	51.5

(2) 調査結果の概要

① 回答事業者の所在地



② 事業所の主な対象者



③ 岐南町の障害のある人を取り巻く環境について

直近5年間の変化などを踏まえ、岐南町の障害のある人を取り巻く環境について、感じていることは以下のようになりました。

※自由記載の回答は原則原文のままとしています。

サービスの現状
▶福祉サービス事業所が少しずつ増えてきてはいるが、まだまだ他市町へ頼っているのが現状である。特に、ショートステイや居宅介護、移動支援については、必要な日や時間に提供してもらえる事業所が少ない。
▶羽島郡内（笠松町・岐南町）では提供されるサービスに限りがあり、選択肢が少ないと感じている。そのため、岐阜市内まで通所することになるため、移動の身体的負担や、移動費用の経済的負担がある。
▶岐阜市に比べると社会資源が少ない。
▶全体的にサービスが少なく、近隣の事業所へお願いせざるを得ない状況。
▶在宅に重心児が増えている。在宅医療、訪問看護リハビリ、医療型の児発や短期入所がより求められている。
▶相談支援事業所がまだまだ少ないのが現状と感じました。
▶障害のある方々は年々増加傾向にある中、岐南町はまだ地域生活支援拠点事業等もしっかりとした整備がされておらず、早急に整備する必要がある。日常生活を送っていく中での環境の整備はもちろんだが、家族の緊急事態の際のサポート体制や自立へ向けた就労という部分での充実した環境の確保は今後必要不可欠となってくるので、早急な対応が必要である。
▶本人や家族の希望する福祉サービスの量が十分に支給されなくなってきたと感じる。
▶未成年に対しては手厚いが成人になると、移動手段（サポート）や居場所的なサポートなどがもっとあってほしいと思う。

サービスの現状（つづき）
▶事業所を立ち上げて1年半くらいなので変化というのはわかりませんが、福祉事業所が増えてきていると思うので福祉サービスを利用するにあたって提案しやすくなったと思う。
医療的ケア児の受け入れ
▶特に医療的ケア児の受け入れてもらえる環境が少ない。
▶昨今、医療的ケア児支援法が施行されて以降、全国でも様々な取組が行われております。県下においては飛騨市が全国的にもトップクラスの取組を行っていると感じています。岐阜県や岐阜市においても議会で話題になるなど、まさに全国の高水準に合わせようと動いて頂いてる最中かと感じております。岐南町におきましても、様々な検討はして頂いてる事と思いますが、岐阜市で出来て、岐南町で出来ないという事が無いよう、子供達のためにも何卒宜しくお願い致します。
障害児の送迎バス
▶特別支援学校まで遠いので、スクールバスなど配慮していただきたい。
▶岐南町の保育園、子ども園の送迎バスなどもないので 母親が子育てから離れられる時間を確保するためにも、発達障害児は送迎などがある児童発達支援などを利用されるとよい。
情報について
▶サービスを必要としている方に、情報がしっかりと伝わっているか疑問がある。
▶障害者を取り巻く環境について情報が不足していると感じています。協議会への積極的な参加によって情報などを収集していきたいと思えます。
就学について
▶就学についてわかりにくいです。
▶就学面では羽島特別支援学校や岐阜清流特別支援学校の創設により中学卒業後の就学が開けたと思います。
就労について
▶就労面では支援事業所が増え、就労意欲のある方にとっては良いと思えます。
▶一般就職をする人達も増えたこともあり、障害を持つ方達が働きやすい環境がずいぶん向上した。
▶その他（障害児）。
▶障害児者に対する関心が深まってきた。
▶岐南町の保育園 子ども園の担任の負担が大きいと思う。
その他
▶（身体不自由な方の移動について） リハビリ通院にしても、どこに行くにもタクシーの利用が必要で、費用が大変に感じる。
▶行政が町民への関わりが深く、高齢、福祉に安心できる市町村である。
▶市町村関係なく利用者各々が利用しやすいサービスや事業所に繋げるよう意識している。岐南町内の資源が特段増えたとか充実したという実感はないが、恐らく岐阜県域で初めて日中支援型GHを作った市町村というイメージ。

その他（つづき）
▶日常生活の面ではまだまだ地域や外出面では社会と交流しているようには思えません。
▶児童・成人ともに福祉施設が多くできている一方で、障害者と健常者の住む世界の分離が大きく進んでしまっている印象もあります。障害者権利条約対日審査では日本の特別支援教育の現状について問題提起がされましたが、福祉サービスの存在自体も一つ間違えると分離・隔離を促進するものとなりインクルーシブに反する形になりかねません。施設（箱）を作ればいいのではなく、障害を持った人の生活を地域で支える仕組みについて検討することが大事です。この仕組みの検討についてはこの地域では全くされていない、という印象です。
▶岐南町の方を3名担当しているが、3名とも町外の施設やGHに入所されているため、わからない。

④ サービスのニーズと事業所のニーズ対応について

事業所で提供しているサービス等に対するニーズ（要望等）と事業所のニーズへの対応は以下ようになりました。

※自由記載の回答は原則原文のままとしています。

就労
▶収入アップをご希望され、一日の勤務時間を増やした。
▶就労支援センターの設置を岐南町に公平公立な委託を求める。
【就労Bに対するニーズ】 ▶日中の居場所や活動の場（本人、ご家族両方から）→6H/日の利用時間、職員や利用者同士の関わりや半年に1回程度のレクリエーション開催（コロナ禍除く）。 ▶やりがい→作業を切らさず提供、複数の作業を提供することで個々に合った内容をできる限り提案できるようにする。 ▶お金→本人が仕上げた出来高に応じた工賃の支払い。
【就労Aに対するニーズ】 ▶お金→6H/日の勤務時間。 ▶やりがい→ある程度決まった仕事に取り組み、スキルのブラッシュアップを図ることで仕事に対する責任感も感じながら自信を持って働ける環境整備。
▶自立といった面では、当法人が行なっている就労継続支援B型事業所では、工賃向上は常にご家族様から望まれてきました。そこで、今年度は販売店を自ら持つということで販路を充実させ、平均工賃を二倍にさせることができました。しかし、まだまだ満足いく工賃をお渡しすることは出来ておりません。今後も引き続き販路拡大を目指す活動は更に広げていく必要があります。
▶今のままで働き続けたいと言われます。新しいことや先の就労へ進もうとする気持ちより就労面ではここをゴールにしているように感じられます。 事業所では希望を叶えることを前提とし、慌てて不安にさせることの無いようにしながら将来に向けて支援しようと考えています。
▶やれる仕事、やりたい仕事の提供→要望を聞きながらいろんな作業を作る。
▶介護保険認定を持たれている、持たれてしまった方で生涯現役の気持ちを強く持たれ福祉的就労の利用、自由度の高い生活を望まれる方の支援をしています。

障害児
<p>【放デイに対するニーズ（主にご家族からの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶児童が安心安全に過ごせること→送迎対応。 ▶様々な経験→様々な活動の提供、土曜日など終日利用時の外出。 ▶特性に応じた対応や発達促進→様々な活動の提供、個々の状態や特性に応じた伝え方や活動の実践。 <p>【相談支援に対するニーズ（計画、児童両方）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶サービス利用のための窓口として（申請、内容変更）。 ▶福祉サービス以外の生活全般の相談事など（体調変化や不安感、日々のちょっとした不満や愚痴）。 ▶これからの生活についての不安や心配ごと →モニタリング月以外でも相談があればできるだけ動いて対応。
<ul style="list-style-type: none"> ▶医療型の児童発達支援センターであるので、全職員に対して専門的ニーズに答えるため絶えずスキルアップを進めています。
<ul style="list-style-type: none"> ▶就労したい保護者のニーズが高い傾向にあります。 自事業所は岐阜市周辺と比較しましても長時間（17時まで）の療育を行なっております。 子供の療育だけでなく、保護者の就労復帰の支援にも繋がっております。
<ul style="list-style-type: none"> ▶子どもたちの学びや育ちを大切にしたい支援。多職種による発達評価と在宅との連携が取れた伴走支援を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ▶保護者の就労時の預け先の確保、祝日の開業。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ご家族の負担軽減。
<ul style="list-style-type: none"> ▶母親は、子どもの困り感の対応方法を求めているため 園や家庭での困り感を解消していく方法を事業所内と各関係機関と連携して対処方法を話し合っている。
連携
<ul style="list-style-type: none"> ▶福祉、医療の多面的な支援、出来る範囲で対応、若しくは他機関へ依頼し、連携させて頂いている。
<ul style="list-style-type: none"> ▶各関係機関と連携し、弊所としても、できる限りのことをして、ニーズに対応できるように、心がけています。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ニーズ：情報提供・緊急時の対応・育児相談 など 対処：各関係機関と連携しながら、本人の希望する生活により近づけるよう努力している。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ▶基幹型相談支援事業所の設置を岐南町に公平公立な委託を求める。規模の拡大を検討している。
<ul style="list-style-type: none"> ▶アセスメントに力を入れています。
<ul style="list-style-type: none"> ▶いつでも気軽に相談できて将来の見通しを持たせてもらえる様な関わりを望んでみえる方が多い様に思います。 ニーズ＝必要な事ではないため、本人、家族の生活を維持、向上させるために必要なものが何か？という点を大切にしています。
<ul style="list-style-type: none"> ▶重症心身障害児者が安心して利用できる事業所が少ない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶なんでも相談。

その他（つづき）
▶ニーズ：自分に合うサービスの紹介。対処：相談員同士の情報共有。
▶ライフステージでの関わり。
▶岐南町以外であるが、施設入所やGH入所を希望されておりニーズは満たされている。居住地に拘らずニーズに沿ったサービスが提供できる事業所を探している。
▶現在岐南町在住の方の依頼は少なく、岐阜市在住の方がほとんどになっています。当方は特定相談事業所であり、各ケースでの対応となるためニーズは多様になります。
▶受給者証の発行。
▶障害のある方は、相談員に対して自分の目標や暮らしやすさなど迅速に叶えてくれることを望まれていると思います。
▶障害福祉サービスによって解決すること（就労等）はあくまでもごく一部で、その人が抱えている生きづらさなどにどう向き合うか、ということが求められます。指定特定相談支援事業所における基本相談はあくまでも限度があり、必ずしも求めに応じきれていない部分があります。そういった部分を精神科医療領域（訪問看護やカウンセリング等）につなぐことで対応している部分はありますが、本来は医療ではなく地域福祉の中で対応すべき部分であるかと考えております。伴走型支援を可能とするような仕組みがあればと感じております。
▶生活介護事業所では、外出活動など日々の活動の充実がニーズとしてあり、今年は外出活動を再開することができることになりました。他にも親亡き後の我が子の行先であったり、家族の緊急時に誰を頼ってサポートを受けたらよいかという不安に対しての相談を受けることがあります。その際は、当法人で行なっている、グループホーム、ショートステイ、共生サービスのご案内をします。
▶送迎のニーズ(送迎を行っている)。
▶昼食をだして欲しい。
▶利用者様が安心して生活できるように信頼関係を重点におき、お話をよく聞きながら利用者様にあった福祉サービスを提案できるように対処しています。
▶ご依頼いただいてもこれ以上対応できる職員がおらず、お断りしている。
▶直接聞いたことはないので分からない。

⑤ サービスの質を向上させるための取組について

サービスの質を向上させるための取組は以下ようになりました。

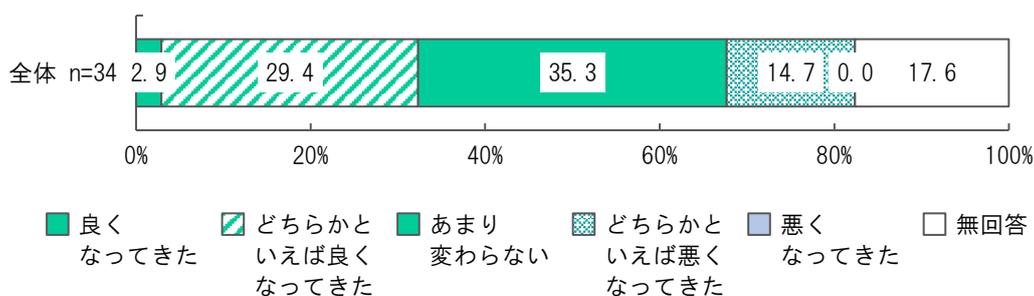
※自由記載の回答は原則原文のままとしています。

研修・学習会
▶重症心身障害児デイサービスネットワークに加盟しております。そこから開催される研修や公的機関主催の研修には積極的に参加しております。
▶職員に対して、定期的な施設内研修に加え、市内・市外出張による専門的研修に積極的に参加させている。
▶障害福祉と介護保険の相談業務をしています。各々制度の研修や集まりに参加しております。
▶研修、学習会、勉強会への積極的な参加。
▶相談支援専門員の人材育成や研修や学習会への参加を行っている。
▶研修の充実。
▶専門職団体が行う研修への参画、専門職教育の場への参加などをしております。
▶スタッフ研修の充実。
▶研修の充実 外部研修にも積極的に参加している。
▶研修や同業者間の連絡会を通してケーススタディや業務マニュアルについて学んでいます。
▶スキルアップ研修。
▶研修などに、積極的に参加し、スキルアップに努めています。
▶事業所や法人内における研修の実施や、外部研修。
▶毎月BCPに沿って研修を実施・OJTでの指導。
▶自社の研修会。
▶年間研修計画を立て、職員全員が受講している。
▶外部研修への参加。
▶勉強会等。
▶毎月、色々な視点をテーマとした研修を行なっています。高齢・障害・児童という分野の違う福祉事業を行なっているからこそ、多くの職員が色んな分野の研修を受けることで、支援の質の向上はもちろんのこと、他部門からの声ももらい、広い視野で事業運営を見ていくことができるよう取り組んでいます。
▶事業所内や法人内で研修や学習機会はないが、外部の研修や学習会に出席。
▶研修には必ず参加してます。
▶できる限り研修に参加していき、伝えた方がいい研修は事業所内で共有するようにしています。

人材育成
▶人材育成。
▶人材の育成を心がけている。
▶一般就労に向けての人材育成。
▶人材の育成。
委員会、会議
▶係長内でのミーティング。
▶職員会議でケース会議を開き意見を出し合っている。
▶どのような障害に対しても対応できるよう、月一回は状況に合わせた事例検討及び、資源の共有の会議の実施。
▶各委員会（虐待防止、情報セキュリティ、BCP委員会など）を開催し、情報共有を図っている。
▶定期的な会議を持ち、相談員同士の情報共有を行っている。
▶各関係機関との担当者会議を持ち、顔の見える支援を心がけている。
マニュアル
▶業務マニュアルの作成。
▶各事業所ごとに業務マニュアルを作成し、入職者がスムーズに業務を行なえるよう工夫しています。
他部署との連携
▶他部署との連携。
▶各関係機関と連携がとれるよう、顔の見える関係作りにも取り組んでいます。
情報共有、情報交換
▶他の相談支援専門員らと情報交換行っている。
▶普段よりスーパービジョンを意識している。また仲間同士や、上司にでもすぐにでも相談できる環境にあり、情報共有や方針の確認もすぐに出来るようになっている。
その他
▶社内への周知。
▶指導体制の強化。
▶スマホ（LINEやSNSの活用）での対応。
▶新しい地域モデルへの挑戦。環境の力を生かした体験活動の促進。

⑥ 障害者の就労環境について

障害者の就労環境についてたずねたところ、「良くなってきた」(2.9%)と「どちらかといえば良くなってきた」(29.4%)を合わせた“良くなってきた”が32.3%、「あまり変わらない」が35.3%となっています。なお、「どちらかといえば悪くなってきた」は14.7%、「悪くなってきた」は回答なしとなっています。



【理由や内容・今後の課題など】

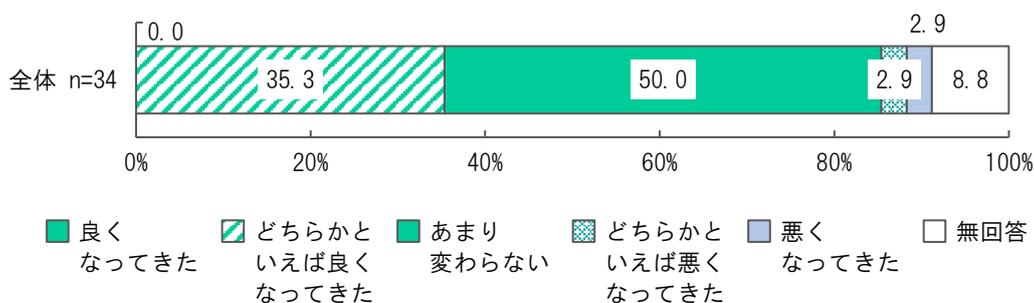
※自由記載の回答は原則原文のままとしています。

良くなってきた
▶就労の福祉サービスが周知されてきた。
どちらかといえば良くなってきた
▶事業所の数が増えてきた。 利用者の選択肢が増えたことでより自分に合った事業所選びができる。 事業所が「選ばれる側」になってきたことで職員の資質向上が求められている。
▶最低賃金が上がってきており、A型利用者にとっては収入アップにつながっている。
▶発達障害に対して理解が進んできている（世間一般に発達障害について知られるようになってきた）。
【今後の課題】
▶事業所が増えたことによる需要と供給のバランスが崩れてこないか。 せっかく本人にとって良い事業所に巡り合えたとしても、事業所として利用者が集まらず閉所される可能性→居場所や働き口が無くなってしまう。
▶最低賃金が上がってきていることで事業所の運営が厳しさを増している。 最賃アップに耐えられない事業所は閉所していく可能性。→A型利用している人の生活スタイルが崩れてしまう。 最賃が上がってもB型の工賃にまで反映されない。→B型工賃とA型賃金（や一般で得る収入）との格差拡大。
▶サービス業が増えてきた。
▶サービス事業所が増え、次の段階で就労支援につながらないサービス事業所が減ってきたと思います。
▶医療との連携が乏しい。
▶就労先の選択肢が増えたが、福祉としての専門性が担保されているのか疑問に感じる事があります。

どちらかといえば良くなってきた（つづき）
▶充実した施設環境。様々なニーズへの、対応。
あまり変わらない
▶選択肢の少なさ。
▶5年前に比べ、資源が増えたとは思わない。
▶行政は企業に対して法整備等で対応していただいているが、企業全体にまだ浸透していない。やらされ感的でサポート体制に不安がある。きっと企業もどう扱っていいか模索中。
▶社会資源の状況に大きな変化がないと感じている。
▶受け入れてもらえても、相手企業のスキルがなく、定着出来ない。
▶就労事業所の質の悪さが際立つ。
▶障害のある方々は、日々働くことで人の役に立っていると感じたり、自分に自信が付くことで生き甲斐が生まれ、やる気へと繋がり、社会的自立へと一歩ずつ前進しています。そんな思いで働く方々を毎日見守る家族の方々の安心へも繋がります。そこで必要不可欠なのが、工賃向上です。働く場が確保され、やりがいを持って就労していても、将来を考えた時に工賃はとても重要な問題です。今後、更なる工賃向上に向けた活動の場の提供などの体制の強化にご協力いただきたいです。
どちらかといえば悪くなってきた
▶B型事業所など、工賃を上げるためにそれまで利用できていたような人が利用できなくなった。
▶コロナの影響によりA型がB型の軽作業に参入してきたことにより、軽作業の作業量の減少、授産品の原価の高騰、また販売量の減少など決して良くなっていないと感じます。
▶事業所の閉鎖やサビ管を含めた職員の入れ替わりが多い。
▶他県では障害者雇用ビジネスも進展しており、「ディーセント・ワーク」の視点が欠如した労働、インクルーシブの視点が欠如した労働が広まっている。障害者雇用ビジネスに対する批判はもちろんではあるが、旧来の障害者雇用・労働場面（就労継続A型を含む）においても同様に両視点が欠如するものも多くみられており、必ずしも障害者の就労環境が進展しているとはいえない。 また、民間企業を中心として就労継続B型事業所が増えている。良質な事業所もある一方で、ただ施設通所させるだけで生活支援部分や将来に向けたステップアップ支援の視点が弱い事業所も見受けられる。福祉という名目で障害者の働く場所の「隔離」が進んでいるのが現状である。
▶町内の障害者雇用をしている企業を知りたい。

⑦ 障害者の生活環境について

障害者の生活環境については、「あまり変わらない」が50.0%と最も高くなっています。また、「良くなってきた」は回答がなく、「どちらかといえば良くなってきた」が35.3%となっています。なお、「どちらかといえば悪くなってきた」と「悪くなってきた」はともに2.9%となっています。



【理由や内容・今後の課題など】

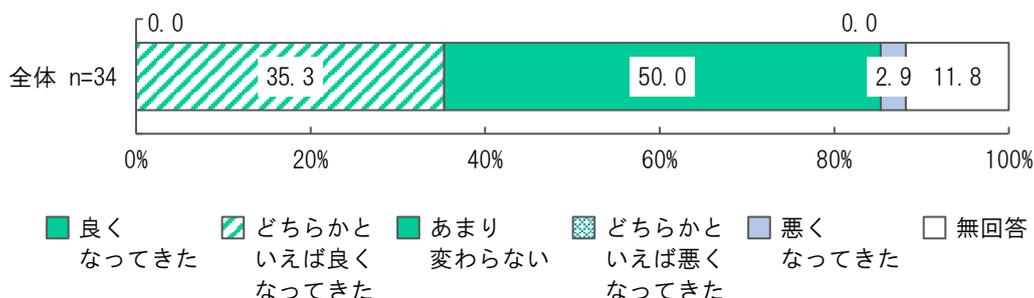
※自由記載の回答は原則原文のままとしています。

どちらかといえば良くなってきた
▶バリアフリーの商業施設等が増加した。
▶GHや通所事業所、訪問看護などの数が増えたことで、利用者の選択肢も増えたり事業所を見比べることができるようになった。
▶社会の中で少し障害というものの理解が進んで来ている。またスマホ社会になり情報を手に入れやすくなった。
▶住みやすくなってきた。
▶相談窓口がはっきりした事によって混乱が少なくなったと思います。また、連携の取りやすい状況になってきたと思います。
あまり変わらない
▶あまり変化を感じない。
▶内容的に関わらないため、よくわからない。
▶明確な理由はないです。5年間で変わった気はしないです。
▶地域移行に対する解決策として、地域移行先が最近急増する障害者グループホームで良しとするなら地域移行になったとは言い難いと思う。
▶地域移行の受け入れ先の拡充。
▶支援者が不足している。
▶休日に対応できる移動支援事業所がないため、余暇の充実が図れない。
▶公共交通機関を充実させてほしい。

あまり変わらない(つづき)
▶ホームヘルプ等今ある資源を回しているが、特に変わりはない。社会資源がもっと増えたらいいと思う。
▶医療に関しては、在宅医療が進んで協力を仰げる環境が増えてきたが、外出や、地域生活として、資源確保が難しくなっている。
▶基幹相談支援センターの認知度が低く、ご家族やご本人が心配事や困り事をどこへ相談したらいいのかという質問をよく受けます。 みなさんが抱えているような心配事や困り事を解決することのできる障害福祉サービスが存在するにも関わらず、情報がしっかり届いておらずサポートができていない現状があります。相談しやすい環境や体制をしっかり整備することで、障害のある方々の生活環境は随分と改善されるのではと思います。
▶子どもの利用できる事業所が増えていないから。
▶問いに係る事業所数はほぼ変わっていないため。 外出については既存の事業所では、どこも新たに契約をとることが難しく、ニーズに合っていないと感じる。 訪問看護事業所は増えてきているため、医療面の支援は受けやすくなってきていると思われる。
▶利用者から聞き取っても、休みの日などは家にいるか家族または一人で出かけるだけの人がほとんどで地域交流などは感じられません。 事業所としても地域交流が課題であるが日々の就労支援に追われなかなか手が付けられません。 町などが主体となって小さな交流からでも、導いてくれると嬉しいです。
どちらかといえば悪くなってきた
▶現状についてさほど変わりはないが、支援に関わる福祉施設・相談機関の人手不足が顕著になりつつある。それにより支援する力については弱くなってしまっている。 地域の中で核となる機関(基幹相談支援センター)が岐南町には存在していないこと。それによって個々の課題を地域の課題へと発展できないことも大きな課題であると感じる。
悪くなってきた
▶他市町村に比べても遅れている。例えば、総合支援協議会の協議内容すら開示されていない。また、支援協議会において協議された内容が県等への要望となっていない。

⑧ 障害のある人に対する理解や権利擁護について

障害のある人に対する理解や権利擁護については、「あまり変わらない」が50.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば良くなってきた」が35.3%となっています。また、「悪くなってきた」は2.9%となっています。



【理由や内容・今後の課題など】

※自由記載の回答は原則原文のままとしています。

どちらかといえば良くなってきた
▶意識はついてきている様に思う。
▶権利擁護に関するデータの数値が上がってきている。
▶差別がない。
▶事業所にもよるが、虐待に対する意識が変わってきていると感じることがある。
▶障害者や障害を知る、という意味では多くの人に周知されてきていると思います。ただ、虐待や差別の報道などを通じて知られていくことが多いということもあると思います。就労の面では一般企業の成功例などがもっと知られていくといいと思います。
あまり変わらない
▶あまり感じない。
▶あまり変化を感じない。
▶まだまだですね。
▶権利擁護に対する意識が得られる機会が増えたとは思う。
▶研修、啓蒙はされているが、現実が伴っていないと感じる
▶実感できる変化はない。町の福祉課で研修会を開催する等していただけるとありがたいと感じます。
▶インクルーシブが進んでいない。
▶障害についての理解が隔離・分離の促進とならぬよう、インクルーシブな障害者観を深めていくことが重要であると考え。現状についてさほど変わりはなく、今後も取組が必要であると考え。

あまり変わらない (つづき)

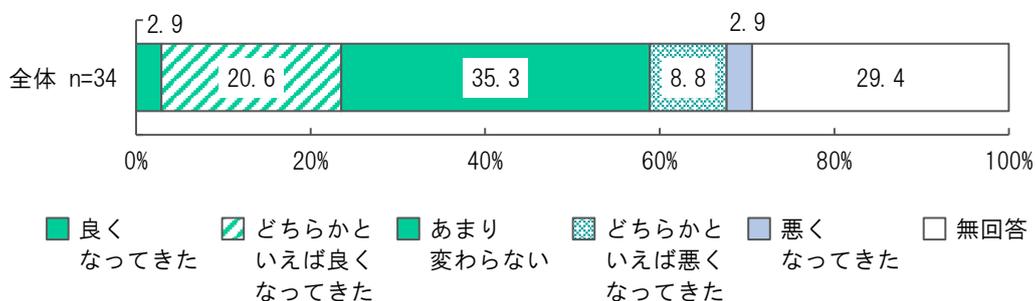
▶障害のある方々への虐待や権利擁護の問題は、社会全体で取り組み、地域住民で守っていくことが必要などとも重要な問題であり、課題です。
ご本人や周りにいる者全てが、異変を感じたり、疑問を持ったり、緊急の場合にすぐに相談することのできる環境を地域全体で作っていく必要があります。高齢者や子供、動物などの虐待はよくニュースなどでも取り上げられていることから、身近な問題として近年考えられていますが、障害のある方々となるとまだまだ身近に感じて貰えていないのが現状です。よって、日々の活動の中で障害のある方々の存在を知ってもらい、地域全体で守っていくという人と人との繋がりを強化していく必要があると感じています。

悪くなってきた

▶成年後見制度含め啓発されていない。

⑨ 障害児の就学・療育・保育・教育環境について

障害児の就学・療育・保育・教育環境の改善については、「良くなってきた」(2.9%)と「どちらかといえば良くなってきた」(20.6%)を合わせた“良くなってきた”が23.5%、「あまり変わらない」が35.3%となっています。なお、「どちらかといえば悪くなってきた」(8.8%)と「悪くなってきた」(2.9%)を合わせた“悪くなってきた”は11.7%となっています。



【理由や内容・今後の課題など】

※自由記載の回答は原則原文のままとしています。

良くなってきた

▶早い段階で専門的支援を受けられるから。

どちらかといえば良くなってきた

▶多くの事業所ができサービスが充実した点ではよくなっているといえるが、障害児の就学問題や保育園利用は不満の声をよく聞いており、課題解決が必要。

▶交流級に親がついていかなくて良くなった。

▶放デイが増えてきた。

あまり変わらない
▶あまり状況を把握できていません。
▶教育現場での教育者の障害に対する知識が薄い。
▶先生の意識が良くなってきた。
▶当方は対象を障害者に限定しているため、障害児の状況については把握しきれいていません。
▶当法人が行なっている学童保育の中で、発達障害の疑いがある児童が多くみえます。彼らの多くが、公立の小学校の普通学級で毎日授業を受け、生きづらさを感じている子たちが多くいます。 子どもの発達障害は、早期発見で療育をスタートすることで本人が生きやすい環境を少しでも早く見つけサポートしていくことができます。子育て中の保護者が我が子の変化や異変に気付き、相談できる場を充実させることで、苦しむ子どもを減らしていくことが出来ると思います。そんな場がまだまだ少ないことで、学童期の子ども達が苦しんでいる現状を早く改善していく必要があると思います。
▶障害に対する理解は進み、放課後等デイサービスもたくさん出来てきたが、本当に療育、教育出来る人材は少ない。
どちらかといえば悪くなってきた
▶ノーマライゼーションと言われながら、障害児は特別支援学校に行くべきという方向になってしまっている。 保育園で、少し落ち着きがないからと、すぐに児童発達支援を勧められる。 障害児がそうでない児と関わる機会が奪われているように思う。
▶療育が発展してきたことから、就学や保育との二極化になっている部分がある。少しでも困難な場面が出てきてしまうと、療育をすぐに勧められてしまう傾向があり、出来れば母集団と、療育の相互の関係がもう少し発展した方が良いと思われる。
悪くなってきた
▶放課後等デイサービスの拡大は、障害児が障害児だけで過ごす時間の拡大となっている。強度行動障害などで見守りが必要な子どもの場合は専門の支援を要することはわかるが、「託児」「学童」的な意味合いの濫用についてはいかなものかと考える。 一方でそれを求める家族のニーズについて、障害児の親のニーズなのか、子どもを持つ親全般のニーズなのかを整理したうえで可能な限り地域で対応することが必要と考える。

第3章

前期計画の目標と実績

第3章 前期計画の目標と実績

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画で定めた達成すべき数値目標及びサービスの必要量の見込みについて、現在までの取組状況や実績などを踏まえ、進捗状況の分析を行いました。

1 前期計画の成果目標と実績

国の指針に基づく目標項目		目 標	令和5年度 実績（見込み）	達成状況
福祉施設の入所者の 地域生活への移行	施設入所から地域移行者数	2人	1人	未達
	施設入所者の削減	1人	1人	達成
地域生活支援拠点等 の整備	地域生活支援拠点等の確保	町内に整備を目指す	整備あり	達成
福祉施設から一般就 労への移行等	一般就労移行者	3人	1人	未達
	就労移行支援事業	2人	0人	未達
	就労継続支援A型	2人	1人	未達
	就労継続支援B型	1人	0人	未達
相談支援体制の充実・ 強化等	基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	圏域での設置を目指す	整備あり	達成
	基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催（年回数）	14回	7回	未達
障害福祉サービス等 の質の向上	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加（人数）	7人	6人	未達
	障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	1回	0回	未達
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	岐阜地域児童発達支援センター組合により設置済み	/	達成
	保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	町内で利用できる環境を整備済み	/	達成
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	岐阜地域児童発達支援センター組合により設置済み	/	達成
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	身近な圏域で協働して確保を目指す	設置あり	達成
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	岐南町単独での設置を目指す	設置なし	未達
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	岐南町単独での設置を目指す	設置なし	未達

2 障害福祉サービスの前期計画見込量に対する実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績をみると、居宅介護では利用人数・利用時間ともに年々増加し、計画値を上回っています。

また、同行援護では利用人数は概ね計画値通りで推移し利用時間は計画値を下回っています。行動援護では令和3・4年度は利用を見込んでいませんでしたが、一定数の利用がありました。

一方、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

		利用人数（単位：人/月）			利用時間（単位：時間/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	計画値	30	31	32	610	620	630
	実績値	32	40	42	684	736	750
	計画比	106.7%	129.0%	131.3%	112.1%	118.7%	119.0%
重度訪問介護	計画値	0	1	1	0	250	250
	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
同行援護	計画値	2	2	3	60	100	150
	実績値	2	2	2	14	77	80
	計画比	100.0%	100.0%	66.7%	23.3%	77.0%	53.3%
行動援護	計画値	0	0	1	0	0	20
	実績値	1	1	1	6	6	6
	計画比	—	—	100.0%	—	—	30.0%
重度障害者等 包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度の実績は見込み

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用実績をみると、生活介護、就労継続支援（B型）では利用人数・利用日数ともに年々増加し、計画値を大きく上回っています。

一方、就労定着支援、短期入所（医療型）では計画値を下回る実績で推移しています。また、自立訓練（機能訓練）の利用はありませんでした。

		利用人数（単位：人/月）			利用日数（単位：人日/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画値	47	48	49	890	910	930
	実績値	48	57	60	923	1169	1,230
	計画比	102.1%	118.8%	122.4%	103.7%	128.5%	132.3%
自立訓練 （機能訓練）	計画値	0	0	1	0	0	20
	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練 （生活訓練）	計画値	2	2	3	40	40	60
	実績値	4	2	2	68	17	17
	計画比	200.0%	100.0%	66.7%	170.0%	42.5%	28.3%
就労移行支援	計画値	2	3	4	10	40	60
	実績値	2	2	3	43	35	39
	計画比	100.0%	66.7%	75.0%	430.0%	87.5%	65.0%
就労継続支援 （A型）	計画値	42	42	43	840	840	860
	実績値	37	41	41	759	853	862
	計画比	88.1%	97.6%	95.3%	90.4%	101.5%	100.2%
就労継続支援 （B型）	計画値	28	28	29	504	504	522
	実績値	43	46	50	749	822	879
	計画比	153.6%	164.3%	172.4%	148.6%	163.1%	168.4%
就労定着支援	計画値	4	4	5			
	実績値	2	1	2			
	計画比	50.0%	25.0%	40.0%			
療養介護	計画値	1	1	1			
	実績値	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			
短期入所（福祉型）	計画値	6	6	7	42	42	49
	実績値	5	11	11	29	34	35
	計画比	83.3%	183.3%	157.1%	69.0%	81.0%	71.4%
短期入所（医療型）	計画値	6	7	8	42	49	56
	実績値	4	6	6	34	40	41
	計画比	66.7%	85.7%	75.0%	81.0%	81.6%	73.2%

※令和5年度の実績は見込み

(3) 居住系サービス

居住系サービスの利用実績をみると、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援は概ね計画値通りに推移しています。

また、自立生活援助の利用はありませんでした。

		利用人数（単位：人/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助 （グループホーム）	計画値	12	13	14
	実績値	13	14	15
	計画比	108.3%	107.7%	107.1%
施設入所支援	計画値	26	26	25
	実績値	25	25	25
	計画比	96.2%	96.2%	100.0%

※令和5年度の実績は見込み

(4) 相談支援等

相談支援等の利用実績をみると、計画相談支援は計画値を上回る実績で推移しています。

また、地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

		利用人数（単位：人/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画値	44	44	45
	実績値	58	57	62
	計画比	131.8%	129.5%	137.8%
地域移行支援	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度の実績は見込み

3 地域生活支援事業の前期計画見込量に対する実績

地域生活支援事業の利用実績については、以下のとおりです。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施団体数 (団体)	計画値	1	1	1	
		実績値	0	0	0	
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	
相談支援事業	障害者相談支援事業	契約事業所数 (件)	計画値	5	5	
		実績値	5	5	5	
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%	
	基幹相談支援センター 等機能強化事業	利用件数 (件)	計画値	38	40	42
		実績値	65	108	145	
		計画比	171.1%	270.0%	345.2%	
成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件)	計画値	1	1	1	
		実績値	0	0	0	
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	計画値	無	無	有	
		実績値	無	無	無	
意思疎通支援事業	利用件数 (件)	計画値	10	10	10	
		実績値	1	2	1	
		計画比	10.0%	20.0%	10.0%	
手話通訳者設置事業	利用件数 (件)	計画値	0	0	1	
		実績値	0	0	0	
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数 (件)	計画値	2	2	2
		実績値	5	1	1	
		計画比	250.0%	50.0%	50.0%	
	自立生活支援用具	利用件数 (件)	計画値	6	6	6
		実績値	4	8	3	
		計画比	66.7%	133.3%	50.0%	
	在宅療養等支援用具	利用件数 (件)	計画値	6	6	6
		実績値	1	2	1	
		計画比	16.7%	33.3%	16.7%	
	情報・意思疎通 支援用具	利用件数 (件)	計画値	8	8	8
		実績値	9	8	3	
		計画比	112.5%	100.0%	37.5%	
	排泄管理支援用具	利用件数 (件)	計画値	170	170	170
		実績値	157	179	180	
		計画比	92.4%	105.3%	105.9%	
	住宅改修費	利用件数 (件)	計画値	2	2	2
		実績値	1	0	0	
		計画比	50.0%	0.0%	0.0%	

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画値	10	11	12
		実績値	21	24	24
		計画比	210.0%	218.2%	200.0%
	延利用時間数 (時間/年)	計画値	960	1,056	1,152
		実績値	1,344	1,571	1,740
		計画比	140.0%	148.8%	151.0%
地域活動支援センター事業	契約事業所数 (か所)	計画値	4	4	4
		実績値	4	4	4
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%

※令和5年度の実績は見込み

4 障害児通所支援の前期計画見込量に対する実績

障害児通所支援の利用実績をみると、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は利用人数・利用日数ともに年々増加し、計画値を大きく上回っています。

一方、障害児相談支援は計画値を下回る実績となっています。

また、居宅訪問型児童発達支援は利用がありませんでした。

		利用人数（単位：人/月）			利用日数（単位：人日/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画値	41	42	43	390	400	410
	実績値	58	60	65	594	773	780
	計画比	141.5%	142.9%	151.2%	152.3%	193.3%	190.2%
医療型児童発達支援	計画値	2	3	4	10	15	15
	実績値	2	4	4	2	13	13
	計画比	100.0%	133.3%	100.0%	20.0%	86.7%	86.7%
放課後等 デイサービス	計画値	69	70	70	800	810	810
	実績値	84	90	91	1,118	1,197	1,224
	計画比	121.7%	128.6%	130.0%	139.8%	147.8%	151.1%
保育所等訪問支援	計画値	27	28	28	45	47	47
	実績値	39	46	48	74	98	100
	計画比	144.4%	164.3%	171.4%	164.4%	208.5%	212.8%
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	1	1	2	2	4	6
	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障害児相談支援	計画値	33	35	37			
	実績値	27	23	33			
	計画比	81.8%	65.7%	89.2%			

※令和5年度の実績は見込み

第4章

岐南町障害福祉計画・障害児福祉計画

第4章 岐南町障害福祉計画・障害児福祉計画

1 成果目標の設定

障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたっては、国が定める基本指針を考慮してそれぞれ成果目標を定めることとなっています。本計画においても、国の基本指針及び岐阜県の策定方針に基づいて、以下に定める7項目について、成果目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の基本指針》

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

《本町の目標設定》

- 国の指針を本町に当てはめ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数25人のうち、2人(8.0%)が地域での生活に移行することを目標とします。
- 令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者25人から2人(8.0%)削減した23人を目標とします。

◆成果目標

基準値		項目	目標値
			令和8年度
令和4年度末の施設入所者数	25人	地域移行者数	2人(基準の8.0%)
		施設入所者の削減数	2人(基準の8.0%削減)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の基本指針》

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。【県目標】
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。【県目標】
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。【県目標】

《本町の目標設定》

- 成果目標の数値については、県目標のため町としての設定はしませんが、国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、地域包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者等による協議を継続します。
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び精神障害者における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標については、本町の実績や実情を加味して下記のように目標を設定します。
- ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場に関する活動指標

項目	単位	実績値 (見込み)	目標値			
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	1	1	1	
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	人	0	6	6	6	
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	1	1	1	

◆精神障害者における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標

項目	単位	実績値 (見込み)	目標値			
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1	1	
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	7	8	8	8	
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	0	1	1	1	
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	0	0	1	1	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	4	4	5	5	

(3) 地域生活支援の充実

《国の基本指針》

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

《本町の目標設定》

- 地域生活支援拠点等の整備については、令和5年度にて整備済みとなっています。
- 機能充実の取組としてコーディネーターを1人設置、運用状況の検証及び検討を年1回行うことを目標とします。
- 強度行動障害がある方への支援体制については、令和8年度末までに整備することを目指します。

◆成果目標

項目		目標値
		令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数	1か所
	コーディネーターの配置人数	1人
	支援実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討の回数	1回
強度行動障害を有する者への支援体制の整備		整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の基本指針》

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

《本町の目標設定》

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、国の基本指針を踏まえ、就労移行支援事業を通じた移行者を1人、就労継続支援A型を通じた移行者を2人、就労継続支援B型を通じた移行者を1人とし、全体で4人が一般就労へ移行することを目標とします。
- 就労定着支援事業の利用者数は1人を目標とします。

◆成果目標

項目	実績値	目標値
	令和3年度	令和8年度
福祉施設からの一般就労移行者数	1人	4人
就労移行支援事業	0人	1人
就労継続支援A型	1人	2人
就労継続支援B型	0人	1人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	—	—
就労定着支援事業の利用者数	0人	1人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	—	—

(5) 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本指針》

○令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

《本町の目標設定》

- 本町では、基幹相談支援センターは設置済みのため、国の方針を踏まえ、引き続き総合的・専門的な相談支援を行うとともに、当該機能の充実に努めます。
- 相談支援体制の充実・強化のための取組に関する活動指標については、本町の実績や実情を加味して下記のように目標を設定します。

◆成果目標

項目	目標値
	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置済み

◆相談支援体制の充実・強化のための取組に関する活動指標

項目	単位	実績値 (見込み)	目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	5	5	5	5
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	30	30	30	30
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	3	3	3	3
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	6	6	6	6
	主任相談支援専門員に配置数	人	1	1	1	1
協議会における地域サービス基盤の開発・改善等	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	0	1	1	1
	参加事業者・機関数	人	32	35	35	35
	専門部会の設置数	数	4	5	5	5
	専門部会の実施回数	回	3	4	4	4

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

《国の基本指針》

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

《本町の目標設定》

●サービスの質の向上を図るための取組の活動指標については、本町の実績や実情を加味して下記のように目標を設定します。

◆障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

項目	単位	実績値 (見込み)	目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人	2	2	2	2	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	事業所や関係自治体等との共有体制の有無	有	有	有	有	
	共有の実施回数	回	0	1	1	1

(7) 障害児支援の提供体制の整備等

《国の基本指針》

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

《本町の目標設定》

- 児童発達支援センターは、岐阜地域児童発達支援センター組合により既に設置されているため、引き続き、適切で切れ目のない支援を目指します。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制は、既に構築済みのため、引き続き、切れ目のない体制の維持を目指します。
- 主に重症心身障害児を支援する事業所については、整備実績を踏まえ、児童発達支援事業所2か所、放課後等デイサービス事業所1か所の確保を目標とします。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等にて協議会等の実施に向けて取り組みます。
- 医療的ケア児支援調整コーディネーターについては、1人の設置を目標とします。
- 発達障害者等に対する支援の取組の活動指標については、本町の実績や実情を加味して下記のように目標を設定します。

◆成果目標

項目		目標値
		令和8年度
児童発達支援センター設置		1か所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築		有
主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	2か所
	放課後等デイサービス	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置
医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置		1人

◆発達障害者等に対する支援の活動指標

項目		単位	実績値 (見込み)	目標値			
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者数	人	0	0	1	1	
	実施者数	人	0	0	1	1	
ペアレントメンターの人数		人	0	0	1	1	
ピアサポートの活動への参加人数		人	0	0	1	1	

2 障害福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■ 訪問系サービス一覧

サービス	内容
居宅介護	<p>ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>障害のある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。</p>
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障害がある人でも、在宅での生活が続けられるよう支援します。</p>
同行援護	<p>移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄・食事などの介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある人の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。</p>
行動援護	<p>行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄・食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある人の社会参加と地域生活を支援します。</p>
重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。</p> <p>このサービスでは、様々なサービスを組み合わせることで手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。</p>

《サービスの見込量と確保方策》

令和3年度から令和5年度の実績（各サービスの利用者数、利用時間）をもとに、令和6年度から令和8年度における事業量を推計し、見込量を算出しました。

居宅介護、同行援護については今後も利用が増加すると見込まれることから、以下のよう設定します。

重度障害者等包括支援については、近隣にサービスを提供できる事業所がないため、見込んでいません。

今後も専門的な技術を有する事業所などに委託して、サービス提供体制の確保に努めます。

サービス		実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	32	40	42	43	45	47
	延時間数/月	684	736	750	770	790	810
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	延時間数/月	0	0	0	250	250	250
同行援護	人/月	2	2	2	2	2	2
	延時間数/月	14	77	80	84	84	84
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	延時間数/月	6	6	6	10	10	10
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■ 日中活動系サービス一覧

サービス	内容
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。

サービス	内容
就労選択支援	令和4年12月に公布された障害者総合支援法の改正により創設された新しいサービスです。就労アセスメントの手法を活用し、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（A型）	企業などに就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。 このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

《サービスの見込量と確保方策》

令和3年度から令和5年度の実績（各サービスの利用者数、利用日数）をもとに、令和6年度から令和8年度における事業量を推計し、見込量を算出しました。

生活介護、就労継続支援（A型・B型）などについては、今後も利用が増加すると見込まれることから、以下のように設定します。

障害のある人が自分らしく暮らせるよう、各種サービスの確保に向けて、引き続き、事業者との連携強化に努めます。

また、新たなサービスである「就労選択支援」は令和7年度のサービス開始に向け、体制を確保するよう関係機関等との協議に努めます。

サービス		実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	48	57	60	62	64	67
	延日数/月	923	1,169	1,230	1,290	1,330	1,400
うち重度障害者	人/月			14	14	15	15
	延日数/月			326	330	350	350
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	1
	延日数/月	0	0	0	0	0	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	4	2	2	2	2	2
	延日数/月	68	17	17	17	17	17
就労選択支援	人/月					2	2
	延日数/月					20	20
就労移行支援	人/月	2	2	3	3	3	3
	延日数/月	43	35	39	39	39	39
就労継続支援（A型）	人/月	37	41	41	41	41	41
	延日数/月	759	853	862	862	862	862
就労継続支援（B型）	人/月	43	46	50	53	55	58
	延日数/月	749	822	879	905	933	961
就労定着支援	人/月	2	1	2	2	3	3
療養介護	人/月	1	1	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	人/月	5	11	11	11	11	11
	延日数/月	29	34	35	35	35	35
うち重度障害者	人/月			0	0	0	0
	延日数/月			0	0	0	0
短期入所（医療型）	人/月	4	6	6	6	6	6
	延日数/月	34	40	41	41	41	41
うち重度障害者	人/月			6	6	6	6
	延日数/月			41	41	41	41

(3) 居住系サービス

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■ 居住系サービス一覧

サービス	内容
自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害のある人のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メールなどによる随時の対応を行います。
共同生活援助(グループホーム)	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動と合わせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。

《サービスの見込量と確保方策》

令和3年度から令和5年度の実績（各サービスの利用者数）をもとに、令和6年度から令和8年度における事業量を推計し、見込量を算出しました。

共同生活援助については、今後も利用者数は増加するものと見込みます。施設入所支援については、現在と同程度の利用を見込みます。

県や地域自立支援協議会などと連携しながら、障害の特性を理解したヘルパーなどの確保や研修会の開催などを通じて人材の確保、質の向上に努めます。一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。

サービス		実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	13	14	15	15	16	17
うち重度障害者	人/月			1	1	1	2
施設入所支援	人/月	25	25	25	25	25	25

(4) 相談支援

相談支援で提供されるサービスは以下のとおりです。

■ 相談支援一覧

サービス	内容
計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者などとの連絡調整などを行います。
地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性が原因で生じた緊急の事態などに相談その他の便宜を図ります。

《サービスの見込量と確保方策》

令和3年度から令和5年度の実績（各サービスの利用者数）をもとに、令和6年度から令和8年度における事業量を推計し、見込量を算出しました。

計画相談支援については、今後も利用者数は増加するものと見込み、丁寧な相談支援と必要なモニタリング頻度の確保により適切なサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所との情報共有に努めます。

また、地域移行支援、地域定着支援の提供に向けて事業者の確保に努めます。

サービス		実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	58	57	62	64	65	66
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1

3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

「地域生活支援事業」とは、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労など）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本町では、これまで実施してきた事業の実績や町民のニーズを踏まえ、以下のサービスを提供しています。

■ 岐南町が実施する地域生活支援事業（必須事業のみ）

サービス	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催・啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談など）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導など）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、総合支援協議会の運営などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳技能を有する者を役場などに設置します。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進及び、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

《サービスの見込量と確保方策》

日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具や移動支援事業などについては、増加を見込んでいます。

また、利用実績のない事業については、ニーズの把握に努めるとともに、事業の周知を図ります。

引き続きサービスを必要とする人が利用できるよう、事業者などと連携しながら、各事業の充実を図っていきます。

サービス		実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施団体数	0	0	0	1	1	1
相談事業支援	障害者相談支援事業	契約事業所数	5	5	5	5	5
	基幹相談支援センター等機能強化事業	利用件数	160	194	195	195	195
成年後見制度利用支援事業	利用件数	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
支意思疎通事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	1	2	1	1	2
	手話通訳者設置事業	利用件数	0	0	0	0	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数	5	1	1	2	3
	自立生活支援用具	利用件数	4	8	3	8	8
	在宅療養等支援用具	利用件数	1	2	1	2	2
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	9	8	3	9	9
	排泄管理支援用具	利用件数	157	179	180	189	198
	住宅改修費	利用件数	1	0	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
移動支援事業	実利用者数	21	24	24	24	25	25
	延利用時間数	1,344	1,571	1,740	1,775	1,810	1,847
地域活動支援センター事業	契約事業所数	4	4	4	4	4	4

4 障害児通所支援等の見込量とその確保方策

障害児を対象とした支援のサービスは以下のとおりです。

■ 障害児通所支援等一覧

サービス	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のある子どもが、障害のある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	サービスなどを利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援を行います。

《サービスの見込量と確保方策》

令和3年度から令和5年度の実績（各サービスの利用者数、利用日数）をもとに、令和6年度から令和8年度における事業量を推計し、見込量を算出しました。

発達に不安のある児童は全国的に増加傾向にあり、本町においても同様の傾向にあります。そのため、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については今後も利用が増加すると見込まれることから、以下のように設定します。

発達に不安を抱える児童は近年増加傾向にあることを踏まえ、引き続き障害児サービスの確保に努めます。

サービス		実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	58	60	65	66	68	70
	延日数/月	594	773	780	790	810	830
放課後等 デイサービス	人/月	84	90	91	93	95	97
	延日数/月	1,118	1,197	1,224	1,281	1,341	1,403
保育所等訪問支援	人/月	39	46	48	51	53	55
	延日数/月	74	98	100	110	121	133
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	27	23	33	36	39	43

第5章

計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

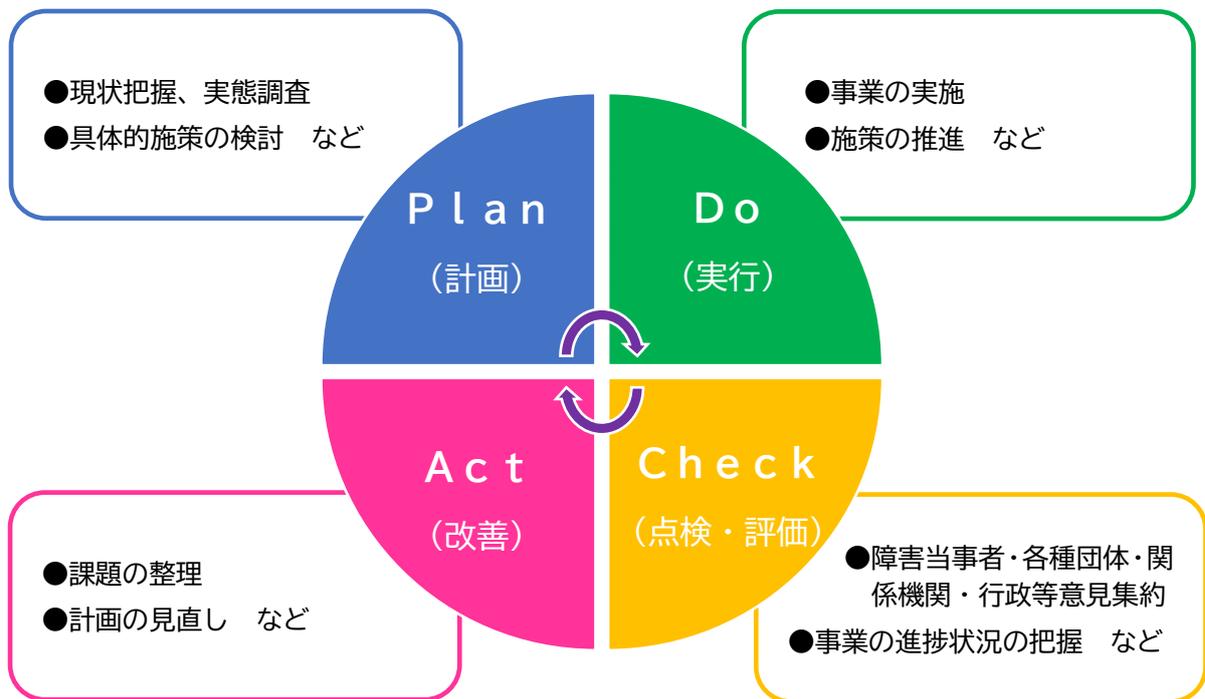
本計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて策定、推進されるものです。

障害者を支えるサービスは、行政だけでは提供できないため、サービス事業所や保健・医療機関など、町の内外で活動する団体、機関などとも連携し、町内に居住する障害者の暮らしがよりよいものになるよう、ネットワークを構築していきます。

さらに、近隣自治体との連携を図り、円滑な事業の実施に努めます。

2 計画の進行管理

毎年度、計画の進捗状況を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、「PDCAサイクル」により定期的に計画の進捗状況の把握・分析・点検・評価を行い、実効性のある進行管理を行います。



資料編

資料編

1 計画の策定経過

年	月日	内容
令和5年	9月	アンケート（事業所等対象）の実施
	11月	第1回岐南町障害者計画等策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長の選出 ・計画策定作業に関する説明 ・策定スケジュールに関する説明 ・アンケートに関する説明 等
	12月	第2回岐南町障害者計画等策定委員会 ・計画素案の検討 ・パブリックコメントの実施に関する説明 等
令和6年	1月	パブリックコメント
	2月	第3回岐南町障害者計画等策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・岐南町障害者総合支援協議会での協議結果について ・計画案の決定について 等

2 岐南町障害者計画等策定委員会設置要綱

令和2年1月6日

告示第5号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障害者計画」という。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)を策定するに当たり、必要な事項について審議を行うため、岐南町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、障害者計画又は障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定について審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 福祉、保健及び医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 障害者団体代表者
- (4) 総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (5) 教育関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画又は障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定をもって終了するものとする。ただし、任期中であっても、在任する職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとなる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、任期中最初の委員会は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議には、委員のほか必要により関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害福祉所管課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

3 岐南町障害者計画等策定委員会名簿

(敬称略)

所属・役職	氏名	備考
岐阜聖徳学園大学教授	安田 和夫	委員長
岐南ほんだクリニック院長	本田 浩一	副委員長
社会福祉法人さくらゆき理事長	依田 充朗	
社会福祉法人豊誠会 岐南さくら発達支援事業所よりどころ所長	齋藤 寿子	
身体障害者福祉協会羽島郡支部 岐南町分会分会長	片桐 勝弘	

任期：令和5年11月8日から令和6年3月31日まで

【事務局】

福祉部長 中村 宏泰

福祉課長 大屋 典央

福祉課主幹 仲村 哲也

福祉課係長 堀 慎一郎

第7期岐南町障害福祉計画
第3期岐南町障害児福祉計画

発行 令和6年3月

企画・編集 岐南町 福祉部 福祉課

〒501-6197

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

TEL / 058-247-1348

FAX / 058-247-1488